

大田市告示第90号

電子申請処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続き等

大田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年大田市規則第5号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のように定める。

令和7年4月1日

大田市長 楫野 弘和

記

対象手続等	大田市火災予防条例施行規則（平成17年10月1日規則第185号）に規定する手続等のうち、しまね電子申請サービス電子情報処理組織及びe-Gov電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続き等
	軽易な証明に関する事務処理規程（平成17年10月1日消防本部訓令第9号）に規定する手続等のうち、しまね電子申請サービス電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続き等
	大田市火災調査規程（平成17年10月1日消防本部訓令第11号）に規定する手続等のうち、しまね電子申請サービス電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続等
	建築物の同意等に関する事務処理規程（平成17年10月1日消防本部訓令第12号）に規定する手続等のうち、しまね電子申請サービス電子情報処理組織及び建築行政用データベースシステム電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続き等
	応急手当の普及啓発活動実施要綱（令和2年1月6日消防本部訓令第4号）に規定する手続等のうち、しまね電子申請サービス電子情報処理組織を使用して行うことが可能な手続き等